

通所介護事業契約書 重要事項説明書

社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会
檜葉町デイサービスセンター「やまゆり荘」

檜葉町社会福祉協議会

通所介護事業利用契約書

(令和元年 5月1日改訂)

様(以下、「利用者」といいます)と社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う通所介護事業について、次のとおり契約します。

○第1条(契約の目的)

事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供し、利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

○第2条(契約期間)

- 1 この契約期間は令和 ____年 ____月 ____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日及び総合事業利用対象期間までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

○第3条(介護保険証の提示)

介護保険証が新たに交付されたときは、介護保険証の提示が必要となります。

○第4条(サービスの内容)

- 1 利用者が提供を受けるサービスの内容は【重要事項説明書】に定めたとおりです。事業者は、【重要事項説明書】に定めた内容について、事前に利用者及びその家族に説明します。
- 2 事業者のサービス従事者は、介護支援専門員等から提示されるサービス提供票に基づき通所介護計画書を作成し【重要事項説明書】に定めた内容のサービスを提供します。
- 3 通所介護計画書が利用者及びその家族との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容が変更となる場合は、新たな内容の通所介護計画書を作成し、それをもってサービスの内容とします。

○第5条(サービス提供の記録)

- 1 事業者は、サービスの内容を個別のケース記録として作成し、この契約の終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービスのケース記録を閲覧できます。

- 3 利用者は、当該利用者に関するサービス提供に関する記録の複写物の交付を受けることができます。

○第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された毎月の合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の請求書を、翌月18日までに利用者にお渡しまたは送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の請求額を翌月27日に指定金融機関の口座振替により支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
- 5 利用者は、紙オムツ等個人的に使用するものについて料金が発生した場合はその実費を負担します。

○第7条（サービスの中止）

利用者は、事業者に対して、サービスの中止を通知することができますが、キャンセル料金については、【重要事項説明書】に定める内容になります。

○第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより利用単位毎の料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、事業者は新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、お互い取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

○第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間をおいて通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院等の止むを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者や家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 3 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払い3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよ

- う催促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従事者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為があった場合
 - ③ 3ヶ月以上にわたり当事業所のサービスを利用しない場合
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が転出した場合
 - ④ 利用者が死亡した場合

○第10条（秘密保持）

事業者及び事業に従事する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

○第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責め帰すべき事情により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、施設の共済等加入保険の範囲内において、利用者に対してその損害を賠償します。

○第12条（緊急時の対応）

事業者は、現にサービス提供を行っているときに利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに主治医または家族に連絡を取る等必要な措置を講じます。

○第13条（身分証携行義務）

サービス事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

○第14条（連携）

事業者は、サービスの提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

○第15条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

★サービスに関する相談・要望及び苦情等は下記まで

1. 檜葉町デイサービスセンター (0240-25-1077)
2. 檜葉町社会福祉協議会事務局 (0240-25-4157)
3. 檜葉町役場 住民福祉課 (0240-23-6102)

○第 16 条（本契約の定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

○第 17 条（裁判管轄）

この契約に関して止むを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

檜葉町デイサービスセンター重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1. 施設の名称及び住所

名称 檜葉町デイサービスセンター「やまゆり荘」

住所 檜葉町大字山田岡字大堤入 31 番地の 1

連絡先 電話 0240-25-1077 FAX 0240-25-1078

2. 通所介護事業所サービス管理者

主任生活相談員 吉田 光洋

3. 事業の目的

やまゆり荘の職員が、要介護・要支援状態等にある高齢者に対し、適正な通所サービスを提供することを目的とする。

4. 施設の方針

私たちは、いつも明るく誠意をもって利用者に接します。

私たちは、利用者の安全に十分注意し、事故防止に努めます。

私たちは、利用者及びご家族にご満足いただけるサービスの提供に努めます。

5. 営業日及び営業時間

1 営業日 月曜日から金曜日

(祝日を含む。ただし、12月29日から1月3日までを除きます。)

2 営業時間 8時30分から17時15分

3 サービス提供時間 9時30分から15時

6. 定員

利用定員 32名

7. 通常の事業の実施地域

檜葉町全域 (ただし、檜葉町以外の地域から利用申し込みがあった場合には、その都度検討し対応することとする。)

8. サービスの内容

提供するサービスの内容は次のとおりです。

介護支援専門員がお届けするサービス利用票を参考にしてください。

- ご利用場所 双葉郡檜葉町大字山田岡字大提入 31-1
檜葉町デイサービスセンター「やまゆり荘」
- ご利用可能設備等 食堂・機能訓練室 96 m²、静養室 33 m²、相談室、浴室
2ヶ所（一般浴・機械浴）、トイレ 2ヶ所
- サービス内容 サービス利用票及び通所介護計画に沿って次のサービスを提供します。
 - ・送迎サービス
 - ・お茶サービス
 - ・バイタルチェック
 - ・入浴サービス
 - ・食事の提供
 - ・レクリエーション
 - ・集団体操
 - ・予防運動
 - ・その他必要な介護

9. サービススタッフ及び職務の内容

- 生活相談員（1名以上）

生活相談員は、管理者を補佐するとともに利用者の相談対応・通所介護計画の作成・介護事業の企画及び事務処理を行います。

- 看護職員（2名以上）

看護職員は、利用者のバイタルを確認し利用の有無を決定するとともに、家族・医療機関と情報共有し適切な判断に努めます。また、状況に応じ介護の補佐を行います。

- 介助員（5名以上、ただし運転手兼介助員、非常勤介助員を含む）

介助員は、全体の業務をカバーし、利用者の介護を行います。

- 運転手兼介助員

運転手兼介助員は、利用者の送迎業務を行うとともに利用者の介護を行います。

- 登録ヘルパー（非常勤）

登録ヘルパーは利用者の介護を行います。

10. 料金

□ 基本料金 ※ () 内の料金が自己負担金となります

要支援

		利用料	負担割合 1割	負担割合 2割	負担割合 3割
要支援 1	ご利用 1 回あたりの料金	4,360 円	(436 円)	(872 円)	(1,308 円)
	月 5 回以上利用の場合の料金	17,980 円 一律	(1,798 円) 一律	(3,596 円) 一律	(5,394 円)
サービス提供強化加算支 1 (1 月あたり)		240 円	(24 円)	(48 円)	(72 円)
要支援 2	ご利用 1 回あたりの料金	4,470 円	(447 円)	(894 円)	(1,341 円)
	月 9 回以上利用の場合の料金	36,210 円 一律	(3,621 円) 一律	(7,242 円) 一律	(10,863 円) 一律
サービス提供強化加算支 2 (1 月あたり)		480 円	(48 円)	(96 円)	(144 円)

□ 基本料金 ※ () 内の料金が自己負担金となります
要介護

介護度	5時間以上 6 時間未満 (1回あたり)	負担割合 1割	負担割合 2割	負担割合 3割
要介護 1	5,700 円	(570 円)	(1, 140 円)	(1, 710 円)
要介護 2	6,730 円	(673 円)	(1, 346 円)	(2, 019 円)
要介護 3	7,770 円	(777 円)	(1, 554 円)	(2, 331 円)
要介護 4	8,800 円	(880 円)	(1, 760 円)	(2, 640 円)
要介護 5	9,840 円	(984 円)	(1, 968 円)	(2, 952 円)
入浴加算	400 円	(40 円)	(80 円)	(120 円)
サービス提供 強化加算Ⅲ	60 円	(6 円)	(12 円)	(18 円)

※介護保険法の改正により上記の料金は予告なく変更になる場合があります、変更の際はお知らせいたしますので予めご了承ください。

□ 昼食料金 1回あたり 500 円

下記の料金に関しましては職員の判断によりサービス提供させて頂いた場合にのみ徴収させていただきます。

□ 洗濯料金 タオル類 1回あたり 100 円

衣類 1回あたり 300 円

□ その他の自己負担 紙おむつ・紙パンツ 一枚 150 円

尿とりパッド 一枚 50 円

衣類貸出1回あたり 100円

ご利用時間延長サービス（15時から16時）1回あたり 500円

- 保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、利用料金全額をお支払いいただきます。事業者はサービス提供証明書を発行しますので、それを後日檜葉町役場介護保険係へ提出することで9割の払い戻しを受けることができます。

11. キャンセル規定

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金がかかります。

- 当日の朝8時30分までに連絡をいただいた場合

無料

- 上記の時間まで中止の連絡がなかった場合

昼食代 500円

- 都合により昼食を食べなかった場合

上記昼食基本料金の自己負担分 500円

※食事を提供したものとして取り扱います。

12. 準備物

ご利用の際、次の物を準備願います。

- ①上履きをご持参願います。なるべく運動靴やリハビリシューズ等をご利用下さいませようお願いします。スリッパは、転倒する危険がありますので使用しないようお願いします。

②バスタオル1枚、タオル3枚をご持参下さい。

- ①通常利用の際、紙オムツやはくパンツを使用している方は、数枚ご持参願います。事業者が紙オムツやはくパンツを提供した場合は実費を負担いただきますのでご注意願います。

②入浴後、下着を交換される方はご準備願います。

※所持品や下着、タオル類には名前の記入をお願いします。

- ①内服薬（食前、食後）や入浴後の塗り薬などある場合はご持参ください。

- 貴重品、又は金品の当施設への持ち込みはご遠慮ください。

貴重品、又は金品を施設に持ち込み紛失された場合当施設では一切責任を

負いませのでご了承ください

13. 健康上の理由による中止

- 医師の診断書の内容により、サービスの提供をお断りする場合があります。
- 風邪、病気の際は看護師の判断により、サービスを中止することがあります。
- ご利用中に体調が悪くなった場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、お迎えをお願いすることになります。

14. 緊急時の対応

- 事業者は、現にサービス提供を行っているときに、利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに主治医またはご家族に連絡を取る等必要な措置を講じます。なお、ご家族に連絡が取れない場合や主治医の指示があった場合には、救急車対応とさせていただくことがございます。

15. 事故発生時の対応

- 事業者は、現にサービス提供を行っているときに事故が発生した場合は、速やかに必要な対応を行い、ご家族・社会福祉協議会事務局・檜葉町役場保険福祉課・担当介護支援専門員に連絡を行います。
また、事業者の責め帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、施設の共済等加入保険の範囲内において、利用者に対してその損害を賠償します。

16. 災害時の対応

- 事業者は、現にサービス提供を行っているときに災害等が発生した場合は、当施設の消防計画に基づき対応を行い利用者の安全確保に努めます。なお、やまゆり荘では、5月第2水曜日に消防総合訓練を実施する予定です。

17. 第三者機関による当施設の評価について

- 第三者機関による当施設の評価等は行っておりません。

18. 相談、要望、苦情等の窓口

- サービスに関する相談・要望及び苦情等は下記まで
 1. 檜葉町デイサービスセンター (0240-25-1077)
 2. 檜葉町社会福祉協議会事務局 (0240-25-4157)

3. 檜葉町役場 保険福祉課 (0240-23-6102)

※受付時間 月～金曜日（年末年始・祝日を除く）8：30～17：15

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

《住所》 檜葉町大字山田岡字大堤入31-1
《事業者名》 社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会
檜葉町デイサービスセンター「やまゆり荘」
《代表者》 会長 松本幸英 印

契約担当者氏名 _____ 印

利用者

《住所》 _____

《氏名》 _____ 印

家族

《住所》 _____

《氏名》 _____ 印

(代理人)

《住所》 _____

《氏名》 _____ 印

檜葉町デイサービスセンター「やまゆり荘」

〒979-0513

福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字大堤入 31-1

T E L 0240-25-1077 F A X 0240-25-1078